

所得税の確定申告と納税

2月17日(月)～3月15日(土)

所得税の確定申告に あたつてのお願い

- (1) 確定申告者は、原則として大月税務署又は大月税務署出張申告相談(二月二十四日(月))にて申告をお願いします。なお、市税務課からの通知を受けた方と還付申告者は市税務課にて申告して下さい。
- (2) 毎年三月十日過ぎになりますと税務署の窓口は混雑しますので申告と相談はできません。
- (3) 確定申告書用紙は、税務署から送られたものを使用して下さい。なお、土地や建物をお売りになった方は、分離課税用の申告書を使用して下さい。申告書は郵送でも結構です。
- (4) 申告書に添付する書類をお忘れなく。
「所得控除に関する証明書」

◆申告に関する説明会と相談会◆

大月税務署では、申告に関する説明会と申告相談をつぎの日程によって行います。

また、市役所と税理士会でも相談会を開きますので、お気軽にご利用下さい。

1. 三税共同説明会

月 日	時 間	会 場
2月12日(木)	1時～3時	市役所

2. 出張申告相談

月 日	時 間	会 場
2月24日(月)	10時～3時	市役所

3. 税理士による確定申告無料相談

月 日	時 間	会 場
2月21日(金)	10時～3時	市役所
2月24日(月)	10時～3時	市役所

- (5) 「源泉徴収票」「収支内訳書(事業所得、不動産所得、山林所得のある方)」及び「財産及び債務の明細書(所得金額が二十万円を超える方)」などの必要書類は忘れずに添付して下さい。
- (6) 「地方税」欄の記入をお忘れなく
納税者の方の人数をはぶくため、所得税の確定申告書を提出した場合には、住民税や事業税の申告を要しないことになっていきます。このため確定申告書を作成するときは、申告書一面の「61年1月1日の住所」欄と「住民税、事業税に関する事項」欄を必ず記入して下さい。
- (7) 給与所得者で医療費を支払ったり住宅を取得した方などが、還付の申告をする場合には簡単な還付申告書をご利用下さい。
- (8) ※決算のしかたや申告書の書きかたで、わからない点は税務署か市税務課へおたずね下さい。
- (9) ◎第3期分の延納について
一時に納付することが困難な場合は、第3期分税額の半分以上を3月15日までに納めますと残額については5月31日まで延納することができます。この場合は確定申告書の「延納の届出」欄に延納額などを記入して下さい。(期間中日歩2銭の利子税が加算されます。)
- (10) ◎納税は便利な振替納税で
未利用の方は、3月15日までに利用の申し込みをして下さい。
- (11) ◎還付金の受取りは銀行、信用組合、信用金庫、農業協同組合への口座振込みをご利用下さい。
- (12) ◎申告書下部に振込銀行等の名称、預金の種類及び口座番号を記載して下さい。(本人の口座に限ります。)

ご自分の資産
を確認し
ましょう。



固定資産課税台帳は固定資産税の課税の基礎となるものです。
この台帳には土地、家屋、償却資産の昭和六十一年度の価格などが登録されています。市内に土地や建物などを所有している方は、その資産や

課税価格などを確認して下さい。
(1) 縦覧期間
3月1日～3月20日
時間は午前八時三十分から午後五時、土曜日は正午まで(日曜・祭日を除く)
(2) 縦覧場所
市税務課

贈与税の
申告と納税

2月1日～3月15日

昨年中に六十万円を超える贈与を受けた方は、贈与税の申告と納税をする必要があります。
財産の評価などむずかしい点もありますので、ご相談は、大月税務署
(42) 3151へ